

草加市告示第486号

公募型見積合わせ公告

公募型見積り合せを行うので公告する。

令和元年（2019年）9月9日

草加市長 浅井昌志

1 対象案件

(1) 案件名 長栄小学校ガスフライヤーの購入

(2) 仕様図書の入手方法

草加市ホームページからダウンロードすること。
<産業・仕事> <入札・契約> <見積合わせ（随意契約）情報> <教育委員会が行う見積合わせ（随意契約）に参加する事業者を募集します>

2 見積り合せに参加する者に必要な要件

公告日の前日において、次のすべての条件を満たす者

登録業種等	名簿への登録業種 ①の規定による。	①平成31年度・令和2年度草加市入札参加資格者名簿（物品）に登録している者
	登録事業所の要件	埼玉県内の本店または支店あるいは営業所で登録している者
必要な実績等	発注者	要件なし
	契約内容	
	契約時期	
	契約件数	
	その他	
その他	—	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
	—	公告の日から見積締切日までの期間に草加市の指名停止等の処置を受けていない者
	—	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有す者は対象とする。

※ 入札参加資格について不明な点は、必ず問い合わせること。

3 日程と提出書類

仕様図書等に対する質問について	
質問方法	質問がある場合は、下記担当課へ直接問合せること。
担当課名	草加市教育委員会 学務課 保健給食係 電話 048-922-2685
見積書の提出について	
見積書提出期限	令和元年（2019年）9月17日（火） 午後5時00分
提出場所	ぶぎん草加ビル（草加市高砂2-1-7）4階 総務企画課
提出書類等	次のものを、件名を記載した封筒に入れ提出すること（封緘・糊付け不要） 1. 見積書（自由様式） 2. 上記「2」で、見積りに参加する者に必要な資格として契約実績が定められている場合は、契約書又は請負者が発行する証明書等を添付すること。 （ただし、草加市が発注者の場合は不要）
提出方法等	持参又は郵送
見積結果等の連絡について	
	なお、見積結果は草加市ホームページで公表する。

4 受注者の決定方法

最も安価な見積書提出者のみ「見積書を提出するために必要な条件」を審査し、全てを満たしている場合は、受注者と決定する。資格が認められない場合は失格とし、次順位の者の審査を行う。この審査は、受注者が決定するまで行う。なお、証明書類等の提出がない場合の見積書は無効とする。

5 見積書の提出方法等に関する問合せ先

草加市教育委員会 教育総務部総務企画課 財務係

電話：048-922-2619 （直通）

学校給食用備品仕様書

- 1 件名 長栄小学校ガスフライヤー購入
- 2 品名 ガスフライヤー
- 3 納入場所及び数量 草加市長栄1丁目762番地 1台
- 4 規格 ガスフライヤー FGSHT-180-2 (LPG)
廃油溝パイプカバー2個付き

と同等品以上のもの

※ なお、同等品以上とは、上記製品の各性能を満たすものとする。

※ 担当係にカタログ・図面等を見せ、同等品以上の製品であることを説明し、承認を得ること。

- 5 納入期限 令和元年(2019年)9月30日(月)

- 6 支払方法 業務完了払い

- 7 納入、設置等について

- (1) 納入場所等を十分把握し、給食業務に支障がないよう細部にわたり、納入日程等を納入期限内に学校担当者と相談して行うこと。
- (2) 設置完了後は、学校管理者から完了証明書に納入確認の署名と捺印を受け、担当係に提出すること。
- (3) 配置前、配置後の写真を撮り、提出すること。
- (4) 現場発生材及び残材は適正に処理すること。
- (5) 既存品は取り外し、適正に廃棄すること。
- (6) 費用には機会の搬入設置、据付、ガス配管接続、その他の電気接続の費用を含むこと。

- 8 その他

- (1) 草加市個人情報保護条例(平成12年条例第31号)を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) この仕様書に疑義が生じたとき、また、この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

9 問い合わせ先

草加市教育委員会学務課 保健給食係 境

電話 048-922-2685